

特区としての利用が特に低調な規制緩和措置の実態（ポイント）

（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）

調査の趣旨

この調査は、特区基本方針（注）に基づき、特区推進本部評価委員会の依頼を受け、第 1 次提案募集（平成 14 年 7 月～8 月）で採用された特例措置 78 措置のうち、特区としての利用が特に低調な 28 措置について総務省行政評価局がその原因・理由等を調査したものです。

（注）「構造改革特別区域基本方針」（平成 16 年 2 月 24 日閣議決定）

2 - (2) - 評価の具体的方法

評価委員会は調査に当たり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する。

調査の結果

利用が低調な原因・理由等としては、特例措置の内容等に係るもの、実施主体側の事情によるもの等がありました。（次頁参照）

なお、特例措置を利用するに当たって、実施主体側から、要件が過剰であるとか手続が煩瑣であるといった意見はありませんでした。

調査の結果の扱い

この調査結果は、本日、特区推進本部評価委員会に報告し、同委員会が 9 月に特区推進本部長（内閣総理大臣）に提出する意見の取りまとめに活用されます。

特例措置の利用が低調な原因・理由等（主な事例）

ア 特例措置の内容等に係るもの

(ア) 特例措置の内容が提案内容のとおりでなかったもの

- ・ 住民票の写しの自動交付機の設置場所の拡大について、公共施設以外の場所でも専用機による場合は認められましたが、コンビニの端末を共用する形で設置したいという提案は認められませんでした。

〔特例措置番号 401 利用件数 1〕

- ・ 特別養護老人ホームを民設民営方式により設置したいという提案に対し、認められたのは P F I 方式でした。

〔特例措置番号 907-1 利用件数 0〕

(イ) 特例措置に関連する全国的な規制緩和が行われたため、特例措置を利用する余地が減少したもの

- ・ 車両の重量規制について緩和する特例措置が設けられましたが、その後、平成 15 年 10 月の制度改正で全国的に最大 36t から 44 t（特殊車両通行許可制度の場合）に緩和されました。

〔特例措置番号 1205 利用件数 1〕

- ・ 大学を設置する場合の校地面積基準について緩和する特例措置が設けられましたが、その後、平成 15 年 4 月の制度改正で全国的に校舎面積の 3 倍相当から学生 1 人当たり 10 m²に緩和されました。

〔特例措置番号 811 利用件数 1〕

イ 実施主体側の事情によるもの

(ア) 実証試験段階であり、特例措置の利用段階に至っていないもの

- ・ 燃料電池発電設備や燃料電池自動車について、保安体制等に係る規制を緩和する特例措置が設けられましたが、実用化に向けた実証試験段階であり、現時点では特例を利用できる場合が少ないものとなっています。

〔特例措置番号 1104 利用件数 2、特例措置番号 1107～1109 利用件数 0～2〕

(イ) 民間事業者の事情により参加が少ないもの

- ・ 中心市街地における大規模小売店の出店について、手続の簡素化・迅速化を可能とする特例措置が設けられましたが、出店するか否かについては事業採算性という要素もあり、現在のところ中心市街地に出店する事業者は少ないものとなっています。

〔特例措置番号 1102 利用件数 2〕

- ・ 石油コンビナートにおける施設のリニューアルについて、安全性が確保される代替措置を講ずることによって施設配置等に係る規制を緩和する特例措置が設けられましたが、現在のところ施設のリニューアルのタイミング等もあり、実施する事業者が少ないものとなっています。

〔特例措置番号 408(1120) 利用件数 1〕

担当：総務省行政評価局

規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 やまもと いっせい 山本 一晴

許認可等専門官 まつだ こうじ 松田 綱児

電話：03(5253)5442(直通)

FAX：03(5253)5443

(参考)

調査対象とした特例措置一覧

| 所管省庁 | 特例措置番号 | 特例措置名 | 提案数 | 認定数 |
|-------|---------------|---|-----|-----|
| 総務省 | 401 | 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業 | 2 | 1 |
| | 402 | 印鑑証明書自動交付機の設置場所拡大事業 | 1 | 1 |
| | 405 | 空中線利得を増大した5GHz(ギガヘルツ)帯無線アクセスシステムの導入事業 | 1 | 2 |
| | 406 | 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業 | 2 | 1 |
| | 408 (1120) | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 | 2 | 1 |
| 文部科学省 | 808 | 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業 | 1 | 1 |
| | 809 | 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業 | 2 | 1 |
| | 811 | 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 | 23 | 1 |
| 厚生労働省 | 901 | 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業 | 1 | 0 |
| | 903 | 官民共同窓口の設置による職業紹介事業 | 1 | 1 |
| | 907-1 | 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業 | 1 | 0 |
| | 907-2 | 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業 | 1 | 1 |
| | 908 | 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業 | 1 | 2 |
| 農林水産省 | 1003 | 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業 | 1 | 0 |
| | 1004 | 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業 | 1 | 0 |
| 経済産業省 | 1101 | 再生資源を利用したアルコール製造事業 | 1 | 1 |
| | 1102 | 中心市街地における商業の活性化事業 | 1 | 2 |
| | 1104 | 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業 | 11 | 2 |
| | 1105 | 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業 | 1 | 0 |
| | 1107 | ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業 | 1 | 2 |
| | 1108 | 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業 | 3 | 0 |
| | 1109 | 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業 | 4 | 0 |
| | 1115 | 高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業 | 1 | 0 |
| | 1119 | 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業 | 1 | 1 |
| | 1120 (408) | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 | 2 | 1 |
| 国土交通省 | 1202 | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業 | 1 | 1 |
| | 1203 | 特定埠頭運営効率化推進事業 | 2 | 2 |
| | 1205 | 重量物輸送効率化事業 | 1 | 1 |
| 環境省 | 1304 | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 | 5 | 2 |

(注) 1 「提案数」には、特例措置の提案を行った地方公共団体の数(一部事務組合等を含む。複数の団体の共同提案による場合は1とする。)を計上している。

「認定数」には、特例措置を適用する事業を実施するために特区計画を申請し認定された地方公共団体の数(一部事務組合等を含む。複数の団体の共同申請による場合は1とする。)を計上している。

2 総務省の特例措置番号408と経済産業省の同1120は共管の措置である。